

独立行政法人労働安全衛生総合研究所の
平成19年度の業務実績の評価結果

平成20年8月19日

厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 平成19年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人労働安全衛生総合研究所は、産業安全研究所と産業医学総合研究所を統合し、平成18年4月に発足した研究所である。今年度の当研究所の業務実績の評価は、発足に併せて厚生労働大臣が定めた中期目標（平成18年度～22年度）の第2年度目における達成度について評価を行うものである。

独立行政法人については、弾力的・効果的な業務運営を通じて、業務の効率性の向上、質の向上及び透明性の向上を図ることにより、国民の求める成果を得ることが共通の課題であるが、当研究所の中期目標期間における第2年度目の業務においては、初年度に引き続き地理的に離れた2つの研究所を組織的、業務的に統合し、統合による効果が得られる効率的な運営体制を構築し、統合効果を発揮するということが一つの重要な課題であった。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成18年度までの業務実績の評価において示した課題等、さらには、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から寄せられた意見や取組方針も踏まえ、評価を実施した。

(2) 平成19年度業務実績全般の評価

平成19年度は2つの研究所の統合後の第2年度目であることから、初年度に引き続き組織体制、業務の統合を一層進めることが課題であったが、理事長を中心に、「業務会議」、「総務部研究企画調整部打ち合わせ会議」等を新たに立ち上げるなど業務の統合を進めるとともに、本部棟を設置し、さらなる組織体制の一元化を進めている。また、課題であった個人業績評価制度の統合を果たし、3段階評価によって公正性を確保しつつ、個人業績に応じた昇給制度等の運用を行うとともに、両地区間に業務の効率化のためのテレビ会議システムを導入するなど意欲的に業務を運営していることは評価できる。

また、研究所は、労働者の安全及び健康の確保に資する調査研究や労働災害の原因の調査といった公平性・中立性の求められる重要な業務を担っており、調査研究については、行政のニーズ、社会的ニーズの把握に積極的に努め、研究成果が、労働安全衛生関係法令、ガイドライン、ISO、JIS等の労働安全衛生に関する国内基準、国際基準の制改定等に貢献しており、研究所の有する人的資源を考慮すると、その効果的な貢献は評価できる。論文発表数は年度計画目標数を大幅に上回るとともに、国際的に知名度の高い学術団体から個人賞を3編受賞するなど、論文の質的な向上も図られており、高く評価できる。また、国際学術雑誌「Industrial Health」の年発行回数の増加や和文学術雑誌の創刊により関係領域の研究の発展にも寄与しており、これら雑誌の全論文を研究所ホームページやJ-STAGEに掲載し、多くのアクセスを得ているなど組織的に取り組んでいることは、高く評価できる。また、労働災害調査分析センターの活動を産業安全（清瀬地区）と労働衛生（川崎地区）を統合した業務として一元的に実施するとともに、行政からの労働災害の原因調査等の依頼が対前年度比13

8%と大幅に増加している中、これに着実に対応し、成果を挙げていると評価できる。

これらを踏まえると、平成19年度の業務実績については、研究成果が国の基準等に反映されたこと、国際学術雑誌等に掲載された労働安全衛生に関する研究成果についてインターネットを通じて発信したこと、行政からの労働災害の原因調査等の依頼に着実に対応したことなど多くの社会的貢献を行ったことなどから、研究所の目的である「職場における労働者の安全及び健康の確保」に資するものであり、高い水準で業務を実施したと評価できる。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。また、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 業務運営の効率化に関する措置について

「業務会議」、「総務部研究企画調整部打ち合わせ会議」等を新たに立ち上げるとともに、本部棟を設置し、旧産業安全研究所と旧産業医学総合研究所の組織体制の一元化を進めたほか、業務の効率化のためのテレビ会議システムの導入、人材の登用において任期付研究員を任期満了前に任期を付さない研究員として採用する制度を導入するなど意欲的に業務を運営しており、評価できる。

また、理事長のリーダーシップの下、一元的な研究管理システムが構築され、一層の適切な内部進行管理が行われており、さらに平成18年度から課題であった川崎地区と清瀬地区の個人業績評価制度の統合を果たし、3段階評価によって公正性を確保しつつ、個人業績に応じた昇給制度の運用などを行っていることは、評価できる。今後は、研究員の活力を生み出すような運用上の工夫を行うことや、研究管理にゆき過ぎはないか、全所員の声によりフィードバックすることも検討することが望まれる。

また、経費削減については、施設の統合等による施設経費の節減、テレビ会議システムの導入による会議費用、時間の節減を行うなどにより、平成17年度との比較で、一般管理費6.5%（中期目標期間で15%）、業務経費2.0%（同5%）の縮減を図っており、評価できる。

なお、外部貸与対象施設・機器を大幅に設定するなど効率的な研究施設・設備の利用に努めているが、施設の貸与件数が伸びていないことが課題である。

(2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置について

①労働現場等のニーズを踏まえた業務運営及び調査研究について

産業安全を加えた労働安全衛生重点研究推進協議会の立ち上げや和文学術誌の創刊により、労働現場からの研究ニーズを把握する体制が整備され、今後の成果が期待できるとともに、行政ニーズへの対応に努力し、その研究成果が行政施策にも反映されている。

プロジェクト研究、基盤的研究ともに研究の重点化をすすめ、研究資金を削減したが、論文・学会発表件数は増加するなど費用対効果が改善しており、評価できる。

今後は、管理者は費用対効果の向上により、どこかにしわ寄せが生じていないかを慎重に分析することが望まれる。

②学際的な研究の実施、研究項目の重点化及び研究の評価について

新研究所への統合効果を図るための体制整備が進んでいる。特に、統合により一つの研究グループとした人間工学・リスク管理研究グループにおける学際的な研究は、本研究所ならではのものとして評価できる。

プロジェクト研究の重点化を進めるために基盤的研究の年平均研究課題数を前中期目標期間中の102課題に対し、平成18年度から20年度までの平均数71課題へと、約30%削減（中期目標は20%削減）しつつ、論文・発表数など成果が高まったこと、また、基盤的研究課題のうち、「イノベーション25研究」に関する5研究課題及びWHO（世界保健機構）の労働者の健康推進に関するWHOアクションプランに関する3研究課題を、平成20年度計画から「イノベーション25研究」及び「GOHNET（Global Health Network）研究」として、プロジェクト研究と並んで外部評価と内部評価の対象課題とするなどメリハリの付けた取組を行ったことは評価できる。

内部研究評価については、清瀬・川崎両地区の評価基準を統一し、適切に実施されており、その結果についても有効に活用されている。また、外部研究評価についても一元化して実施し、その結果を翌年度の研究管理等に反映するとともに、評価結果の公表を進めており、評価できる。

③成果の積極的な普及・活用について

研究成果については、労働安全衛生関係法令、ガイドライン、ISO、JIS等の労働安全衛生に関する国内基準、国際基準の制改定等に貢献しており、研究所の有する人的資源を考慮すると、その効果的な貢献は評価できる。

学会等における論文発表数は年度計画目標数（170報）の2倍の340報となり、中期計画を大幅に上回る実績を達成した。さらに、国際的に知名度の高い学術団体から個人賞を3編受賞するなど、論文の質的な向上も図られており、高く評価できる。

また、国際学術雑誌「Industrial Health」の年発行回数を4回から6回へ増やしたこと、和文学術雑誌「労働安全衛生研究」を創刊したことは、関係領域の研究の発展にも寄与する実績であり、高く評価できる。さらにこれら雑誌の全論文を研究所ホームページで公開するなど組織的に取り組んでいることも、高く評価できる。

講演会の開催等については、ニーズに対応して講演会の回数を増やすなどの適切な対応の結果、研究所主催の技術講演会の参加者数が前年度と比べ大幅に増加しており、評価できる。

知的財産の活用促進については、4件の特許が新たに登録され、実施予定のない特許権のうち14件を新たに特許流通データベースに登録するなど努力しているが、特許の実施許諾数は少なく、さらなる努力を期待したい。

④労働災害の原因の調査等について

労働災害調査分析センターの活動を産業安全（清瀬地区）と労働衛生

(川崎地区)を統合した業務として一元的に実施するとともに、行政からの労働災害の原因調査等の依頼が対前年度比138%と大幅に増加している中、これに対応し、成果を挙げており、評価できる。

⑤外部機関との協力について

国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進のため、積極的な情報発信を行うとともに、その利用状況を把握しており、特に、国際学術誌の発行回数の増加、J-STAGEでの多くのアクセスを得ており、国際的評価が確実に高まってきている。さらに、新たに立ち上げた労働安全衛生重点研究推進協議会では労働衛生に産業安全を含めたものに統合発展できたことなど労働安全衛生分野の研究の振興に大いに寄与している。

労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献については、連携大学院協定に基づく活動や非常勤講師の派遣等により大学等との連携を強化し、国内外の若手研究者を受け入れるなど成果を挙げており、評価できる。

研究協力の促進については、WHO労働衛生協力センターとしての再指定までの努力を評価するとともに、外部機関との共同研究、研究交流も目標を上回っており、評価できる。また、WHO労働衛生協力センター再指定獲得後も継続的な活動によって研究所ならびに日本の存在感を示すことを期待したい。

(3) 財務内容の改善等について

①運営費交付金以外の収入について

外部資金のうち競争的資金の新規獲得件数が増加していることは評価できるが、受託研究、特許実施の実績が減少しており、さらなる努力を期待する。

②経費の節減について

経費の節減に関しては、法人として実施すべき事業は行っており、単なる経費の節減ではなくメリハリの効いた施策の中での成績であり、また当初予算に対する執行率も人件費96.1%、一般管理費98.6%、業務経費99.3%となったことは、評価できる。

なお、人件費の削減目標の基準である給与、報酬等支給総額については、平成17年度実績から1.6%の削減(中期目標は5年間で5%)にとどまっており、さらなる効率化が必要である。

③人事計画等について

人事計画については、2地区で統合された個人業績評価においては、公正性に努めるとともに、級別人数の適正化と効率化を図っている。また、任期付研究者の応募者が増加しており、評価できる。

施設・設備の改修等は年度計画どおり適正に実施されているが、管理効率を向上させるため本部棟が設置されるなどの施設・設備に関する方策を適用することによる両地区の業務統合は、今後の成果向上が期待できる。

(4) 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)等

への対応について

①給与水準の適切性等について

役職員の報酬・給与等の状況は妥当であり、適切と認められる。一部に、この法人に限ったことではないが役員報酬が高いとの意見もあった。

なお、給与水準の対国家公務員指数については、研究職では100未満であるが、事務職、技術職員では114.4であり、適正な水準まで引き下げる必要がある。

②随意契約の適正化について

随意契約の適正化に向け作業は着実に進んでいるが、さらに随意契約を減少させる努力が必要である。また、随意契約とした理由を含む随意契約の内容を情報公開し、透明性を高めるべきである。

また、一般競争入札の中でも1者入札の割合は1/2を超える高い水準であり、今後、競争性を強化する努力が必要である。

③目的積立金について

適正と認められる。

④保有資産について

見直しの対象となっている資産はない。

⑤官民競争入札の活用状況について

見直しの対象となっている業務はない。

⑥コンプライアンス体制の整備状況等について

職員への指導体制が整っていることなどコンプライアンス体制は適切に整備され、かつ適切に運用されていると認められる。